

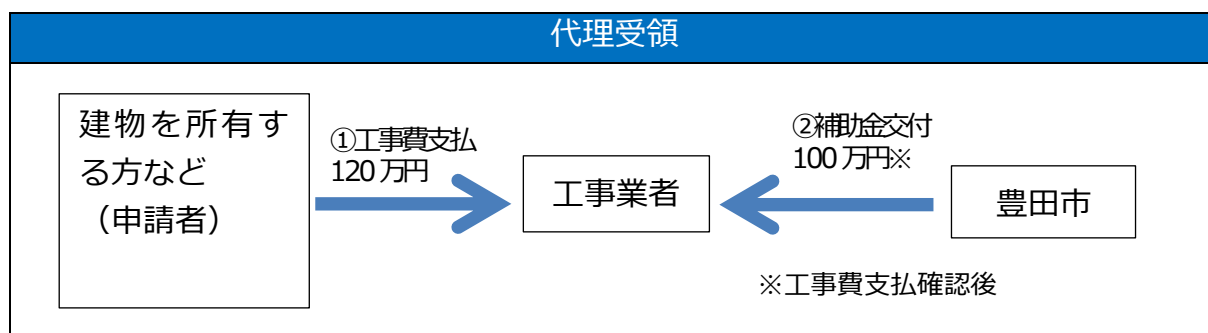
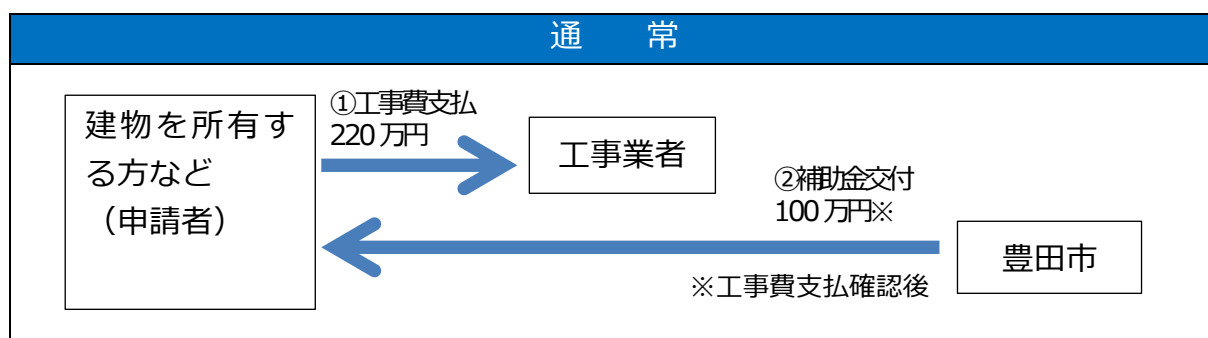
豊田市耐震等関連事業補助金代理受領のご案内

豊田市では、平成31年4月から耐震等関連事業補助金の一部で代理受領ができるようになりました。

●代理受領とは？

建物を所有する方など（申請者）が豊田市の補助金を受けて耐震改修工事等を行う場合に、補助金の受領を工事業者へ委任することで、補助金相当額が工事費の支払いから控除されます。申請者は、補助金相当額を除いた工事費用を用意すればよいため、当初の負担が軽減されます。

<例> 工事費220万円、補助金額100万円の場合



●代理受領ができる事業は？

以下の補助金を受けて工事等を行う場合に代理受領ができます。（ただし、区分所有された住宅に関する場合を除き、申請者は個人に限ります。）

(1) 豊田市民間木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱における次の補助事業

- ア 一般耐震改修工事
- イ 一段目耐震改修工事
- ウ 二段目耐震改修工事
- エ 耐震シェルター等整備工事

(2) 豊田市非木造住宅等耐震化促進事業補助金交付要綱における次の補助事業

- ア 耐震改修工事

(3) 豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金交付要綱における補助事業

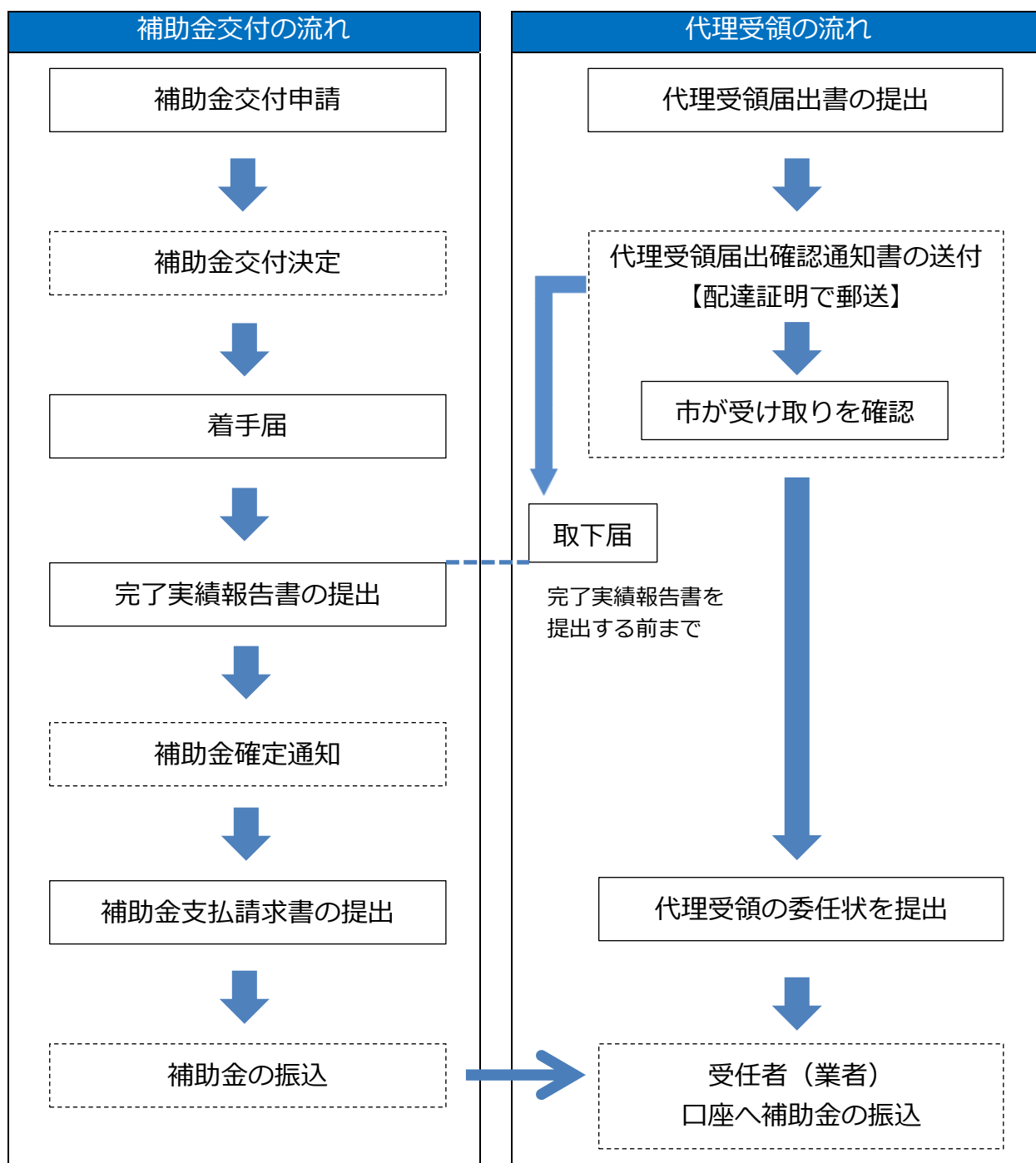
●代理受領したい方は

- ・補助金交付申請にあわせ別途書類の提出が必要です。
- ・代理受領の手続きの流れについては以下をご覧ください。
- ・申請者と工事業者が代理受領を行うことについて確実に合意してはなりません。

双方でよく打合せのうえ決めてください。

- ・豊田市では、代理受領を行うことについて申請者へ意思確認するため、代理受領届出確認通知書を配達証明で郵送します。受け取りが確認できない場合は、代理受領ができませんのでご注意ください。

●代理受領の流れ



●お問合せは 豊田市建築相談課（西庁舎4階）

TEL 0565-34-6649 FAX 0565-34-6948